

2024年2月12日(月祝)講演会②午後の部
主催:(一般社団法人)障がい児成長支援協会
後援:大村市教育委員会 青少年児童療育支援協会株式会社

「特別支援が必要な子どもの 進路と就労とお金の話」

○就労の種類には何があるのか?違いは何か?
○一般就労するにはどんな力が必要なのか?
○親亡き後のお金の話(成人になる前にじゅうんぴすること)

(一般社団法人)障がい児成長支援協会 代表理事・協会長
中部学院大学非常勤講師 山内康彦(学校心理士SV・ガイダンスカウンセラー)

障害者手帳の種類と取得のメリット

- ①身体障害者手帳
 - ②療育手帳
 - ③精神障害者保健福祉手帳 の3種類
- 手帳の種類や障害の重さによって福祉サービスの内容が多少かわります
〈手帳取得のメリット〉
◎様々な福祉サービスが受けられます 例えば・・・
〈手帳取得のデメリット〉
▲残念ながら偏見や差別等を受けることがあります
▲保険の加入や資格・就労等で制限を受けることがあります。

こんな通知表見たことない!!

これが、講師の山内の小学校2年生の通知表です。

氏名	山内 康彦	学年	2年生
性別	男	年齢	7歳
誕生日	2016年12月12日	入学日	2023年4月1日
家庭構成	父、母、兄、妹	家族関係	良好
生活習慣	規則正しい生活を送る。	学習態度	集中力がある。
身体状況	健康で、運動が大好き。	社会性	友達と遊ぶことが好き。
学習状況	国語、算数、理科、社会、音楽、図工、体育、家庭科の学習に取り組んでいる。	得意科目	国語、算数
学習課題	漢字の書き取り、読解力、計算力、図形認識、図工の制作、音楽の演奏、体育の運動、家庭科の調理。	学習支援	個別指導、学習支援員、学習支援機器の活用。
学習成果	国語、算数、理科、社会、音楽、図工、体育、家庭科の学習に取り組んでいる。	学習成果	国語、算数、理科、社会、音楽、図工、体育、家庭科の学習に取り組んでいる。

恐るべし! 特別支援教育の就職率

■特別支援学校高等部卒業者の就職率は・・・

全国 32.3%

なんと3人に一人しか就職できていない!

これが現実! 「保護者として」「学校として」「行政として」「放デイ」として、今何ができるのか?を早期から考えていく必要がある。

『天を望みて、地を歩む』

→18歳の出口を考えて今の療育を行う

なぜ、「今が大切」と今ばかり見るのか?
→毎年変わる担任、責任がもてない?
《まず18歳以降の三つの生き方を考える》

- 1 手帳を使って「障害者」として生きていく
- 2 手帳をもたずに「健常者」として生きていく
- 3 1と2の合わせ技、手帳と学歴をもつ生き方

それでは、中三以降どのような道に進むか

- 「特別支援学校高等部」進学か?
それとも「高等学校進学」か?
- ×現在中3卒業後社会に出る子は100人に一人?
- 1 特別支援学校高等部進学の場合
 - 通常の支援学校高等部に進学
 - 高等特別支援学校高等部進学(学力必要)
- 2 高等学校進学の場合
 - 通常の公立・私立の高等学校(内申点必要)
 - 特別な高等学校(支援学級から進学可能)
(例) 通信制サポート高校や専修学校

今日のお話の内容

(子どもたちのためになるよい教育・療育を知ってもらいたい。)

- 1 支援学校～通常級で何が違うのか
- 2 何が違うのか 支援体制
- 3 何が違うのか 進路・就労
- 4 成人になるまで準備したいこと

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

支援学校は、生活单元中心
学習よりも、「自立して生きていく力」を身につけていくことが最優先！！

☆小1では、ほとんど学習を行わず身辺自立最優先！！

☆小3から「ひらがな練習」ということもある。

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

支援学級（知的学級）は、生活单元+教科の授業
基本的に支援学校と同じ！
しかし、その子に合った学習も進めていく。
通常級の交流もその子に合わせてある。

☆「ひらがな」は小1から指導する。

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

支援学級（自閉・情緒学級）は、教科の授業+自立活動（生単無し）
基本的に学年の教科学習を行い、SSTなどの自立活動を行う。→その子によるが、通常との交流も多く、通常学級に戻るケースも多い。

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

通級指導教室は、「ことば」と「情緒」の2種類が多い

通常級に籍を置き、週に1～数時間抜き出しで個別の指導を受ける。

自校の場合と他校の場合がある

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

通常の学級は、教科の授業中心

原則、担任一人で、30人の子どもたちを担当。

合理的配慮を行わなくてはならないが、現実には難しい。

※通常級に8.8%の発達障がいの子ども

どのような基準で分けるのか？

判定は、市町村教育委員会

就学指導委員会・教育支援委員会等の名前
(教育委員会担当職員+校長会代表+専門医+支援学校教員+発達支援センター+教育長等)+保護者の願い等書かれた書類

①身辺自立ができているか。

②知的な遅れがあるか。

③情緒面の問題がないか。

※原則定例・・・臨時も有

変更する場合は、

まず校内の支援委員会で決定？

(校長+教頭+主幹教諭+教務+学年主任+コーディネーター
+養護教諭+支援学級担任+通級の先生)

校内委員会で変更の必要があるとされると

まず、保護者に連絡

保護者の理解が得られると

教育委員会に書類が行く。

→校内委員会の通り進む

今日のお話の内容

(子どもたちのためになるよい教育・療育を知ってもらいたい。)

- 1 支援学校～通常級で何が違うのか
- 2 **何が違うのか** 支援体制
- 3 何が違うのか 進路・就労
- 4 成人になるまで準備したいこと

支援学校→担任が2人

支援学級→担任が1人
+支援員(県・市町村)

通常学級→担任が1人
+支援員(県・市町村)
☆小3からは基本担任1人

今日のお話の内容

(子どもたちのためになるよい教育・療育を知ってもらいたい。)

- 1 支援学校～通常級で何が違うのか
- 2 何が違うのか 支援体制
- 3 **何が違うのか** 進路・就労
- 4 成人になるまで準備したいこと

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

支援学校は、高等部まで支援学校

通常の学校(支援学級)への変更は、事例としてほとんど無い。

→よほどのことがないかぎり通常の学校が受け入れない。

→手帳を使って、障がい者枠でよりよい就職先をめざす。

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

支援学級（知的）は、最終的に支援学校高等部→就職が多い

※高校に進学するなら早期から取り組む必要有《理由》

知的な遅れがあるため、高等学校の学習についていけず、卒業することができないと判断される。高等学校は、留年がある。

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

支援学級（自閉・情緒）は、多くの子が障害者手帳がない。

★精神手帳では入学できないケースが多い！（※今から要確認）

すると特別支援学校高等部に入学できない？

となると、高等学校進学をめざさなくてはならない。（※特別支援学校高等部の希望者が多く定員が一杯なため、原則手帳が必要？）

支援学校、支援学級、通級、通常級の違い

通常の学級や通級は原則高等学校進学をめざさなくてはならない。

（通級は通常級にもどす努力）

《理由》

現在は、定時制、単位制や通信制など様々な高等学校ができています。→将来をみすえた支援が必要！！

①公立高校 特別支援対応校

（定時制・単位制・インクルーシブ枠・通級）

- 定時制高校・・・◎安い ○4年制も有（今は、“夜間”とは限らない）
- 単位制高校・・・◎安い ◎登校が少（学校によって様々な仕組み）
- インクルーシブ枠（通常の高校に特別枠が数名ある）
- 通級・・・小中と同様の制度が高にも（まだまだ見切り発車のところがある）

②私立（※通信制高校も有）

（たくさんの支援が必要な生徒も受け入れ可）

- 出席日数に対して理解がある
 - 74単位で高卒という、少ない学習内容
 - 少人数・個別中心の指導
 - ※「スクーリング」には参加する必要あり
 - ▲学費が通常の高校より、やや高くなる
 - ・通信制高校といっても様々なタイプがある
- 具体例：明蓬館SNEC高等学校・こころ未来高等学校 など
- 私立として「専修学校」という高校もある
- しかし、専門学校+通信で単位は多い！

就労の違い①

授産所

その子なりのできることをやる
☆簡単な作業が短時間でできればよい
☆預かり的な要素も正直ある

（例）クッキーやパンの製造
1ヶ月で3,000円～5,000円？

就労の違い②

B型作業所（障害者のパート）

雇用契約を結ばないので

→賃金ではなく“工賃” 最低賃金より低い

しっかりと作業ができないとダメ

☆働いた時間だけ給料がもらえる

☆仕事がなくなれば簡単に解雇される

全国の工賃平均は1ヶ月で15,776円

平均工賃時間額222円（※平成2年度）

社会保険の加入不可。年次有給休暇も無。

就労の違い③

A型作業所（雇用契約を結ぶ）

雇用契約を結んだ上で働く（一般就労に近い）

→1日の実労時間は4～8時間程度

一定の時間毎日仕事ができること

☆65歳まで継続して就労な所が多い

☆基本的に会社が有る限り継続

全国の平均賃金は1ヶ月で79,625円

平均工賃時間額899円（※平成2年度）

社会保険の加入可。年次有給休暇も有。

就労の違い④

一般就労（障害者枠）

障害者雇用促進法によって義務

☆企業に対して2.3%以上

☆国及び地方公共団体2.6%

☆都道府県等の教育委員会2.5%

※今後は4年かけて2.7%へ？

守らない企業に対してはペナルティーもあるが、なかなか進まない！ その理由は？

そこで今・・・『特例子会社』の促進

“特例子会社”とは、障害者の雇用促進と安定のため、雇用にあたって特別な配慮をする子会社のことで、認定を受ければ親会社及びグループ会社全体の障害者雇用分として実雇用率を算定することができる。

（例）自動車会社→クリーニング会社
製造業→清掃業

【一人で生きていくための力(適応能力・社会性)】

ヴァインランドとS-M社会生活能力検査の活用

【厚労省の放課後等ディサービスのガイドラインにも示されている療育の内容】



「ヴァインランドⅡ」



「S-M社会生活能力検査」

※なんと99%の放課後等ディで利用されていない！

まずは、何を身につけることが重要なのか

※0歳～15歳までに身につけたい社会性
～S-M社会生活能力検査から～

- 1 身辺自立
- 2 移動
- 3 作業
- 4 意志交換
- 5 集団参加
- 6 自己統制



山内の経験から……

身についた適応能力で将来の就職先がわかる

- ・作業所(7歳の壁)月収5千円~1万円程度?
- ・B型事業所(9歳の壁)
月収が3万円~5万円程度?
- ・A型事業所(12歳の壁)
月収が5万円~10万程度?
- ・一般就労(15歳の壁)
月収が10万円以上?

「A型以上を目指したい」となるとS-M社会生活能力の129項目がほぼできていないといけない

まずは、何を身につけることが重要なのか
※0歳~7歳までに身につけたい社会性
~「KIDS」乳幼児発達スケールの活用~

- 1 運動
- 2 操作
- 3 理解言語
- 4 表出言語
- 5 概念
- 6 対子ども 社会性
- 7 対成人 社会性
- 8 しつけ
- 9 食事



18歳以降に就労が出来なかった場合

「放課後等デイサービス」と同じ
→手帳必要なし→「診断名」だけでOK!
「受給者証」で利用できる

- ①就労移行支援事業(18歳~65歳まで)
 - ◎本人に会った就労訓練(最大2年間)
 - ◎就労場所の紹介
- ②就労定着支援事業
 - ◎「ジョブコーチ」等の派遣
 - 本人の就労が定着するまでサポートしてくれる

今日のお話の内容

(子どもたちのためになるよい教育・療育を知ってもらいたい。)

- 1 支援学校~通常級で何が違うのか
- 2 何が違うのか 支援体制
- 3 何が違うのか 進路・就労
- 4 成人になるまで準備したいこと

最後に……将来の準備は進んでいますか?

【18歳までに準備するとよい3種の神器】

- 1 実印登録
- 2 通帳二つ
- 3 マイナンバーカード

【後见人】

- 1 必要なのか?
- 2 費用は

【財産の残し方】

- 1 貯金や土地
- 2 生命保険信託

ご清聴ありがとうございました



オススメ ほめる育て方や進路についてわかる本!

- ①特別支援教育って何?
- ②特別支援が必要な子どもの進路の話
- ③特別支援が必要な子どもの
「就労」「進学」「進路」相談室→※新刊
WAVE出版→書店・アマゾン等で購入可能!

